

## 「地域包括ケアシステム」に係る法律上の規定

### 介護保険法 第5条第3項

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に  
応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福  
祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しく  
は悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、  
医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなけれ  
ばならない。

### 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 第2条（定義）

この法律において、「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、  
可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ  
るよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要  
介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した  
日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

# 地域包括ケアシステム構築の必要性

## 背景

- 人口構成の激変(働き手減少/75歳以上倍増)
- 認知症・独居・軽度認定者の増加
- 高齢者の在宅ニーズ
- 厳しい財政状況と介護保険制度の持続可能性

## 目標

- ◆ 高齢者が自立した尊厳ある暮らしを続ける

## 取組事項

- ★ 要介護状態にならないよう支援する取組
- ★ 介護が必要となった場合も、介護サービスの利用等により状態の維持・改善へとつなげる取組
- ★ 社会資源を増やす取組
- ★ その他、在宅医を増やす、介護基盤の整備...

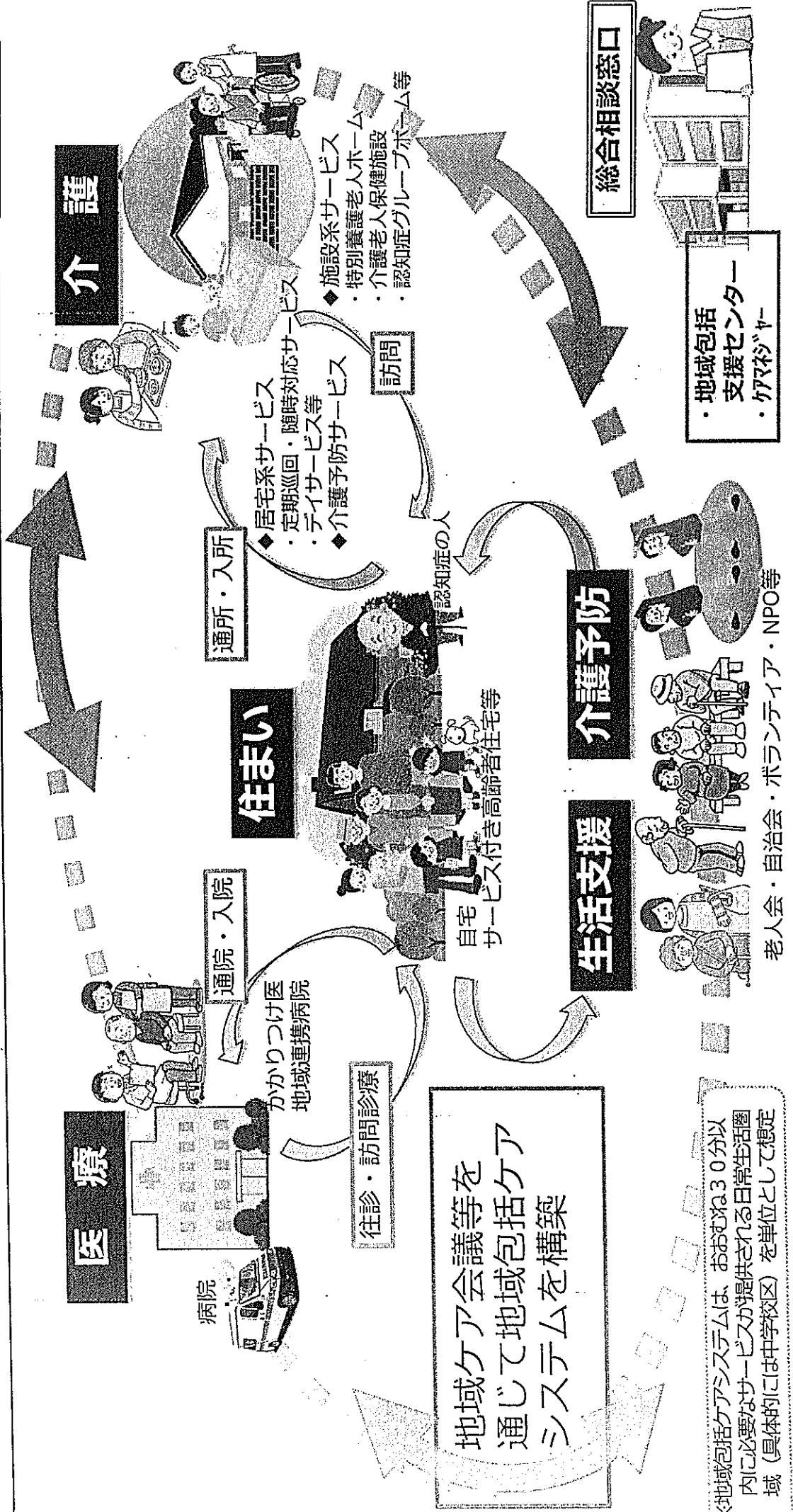
## 地域包括ケアシステムの構築

# 地域包括ケアシステム構築の必要性

## 地域包括ケアシステムとは何か

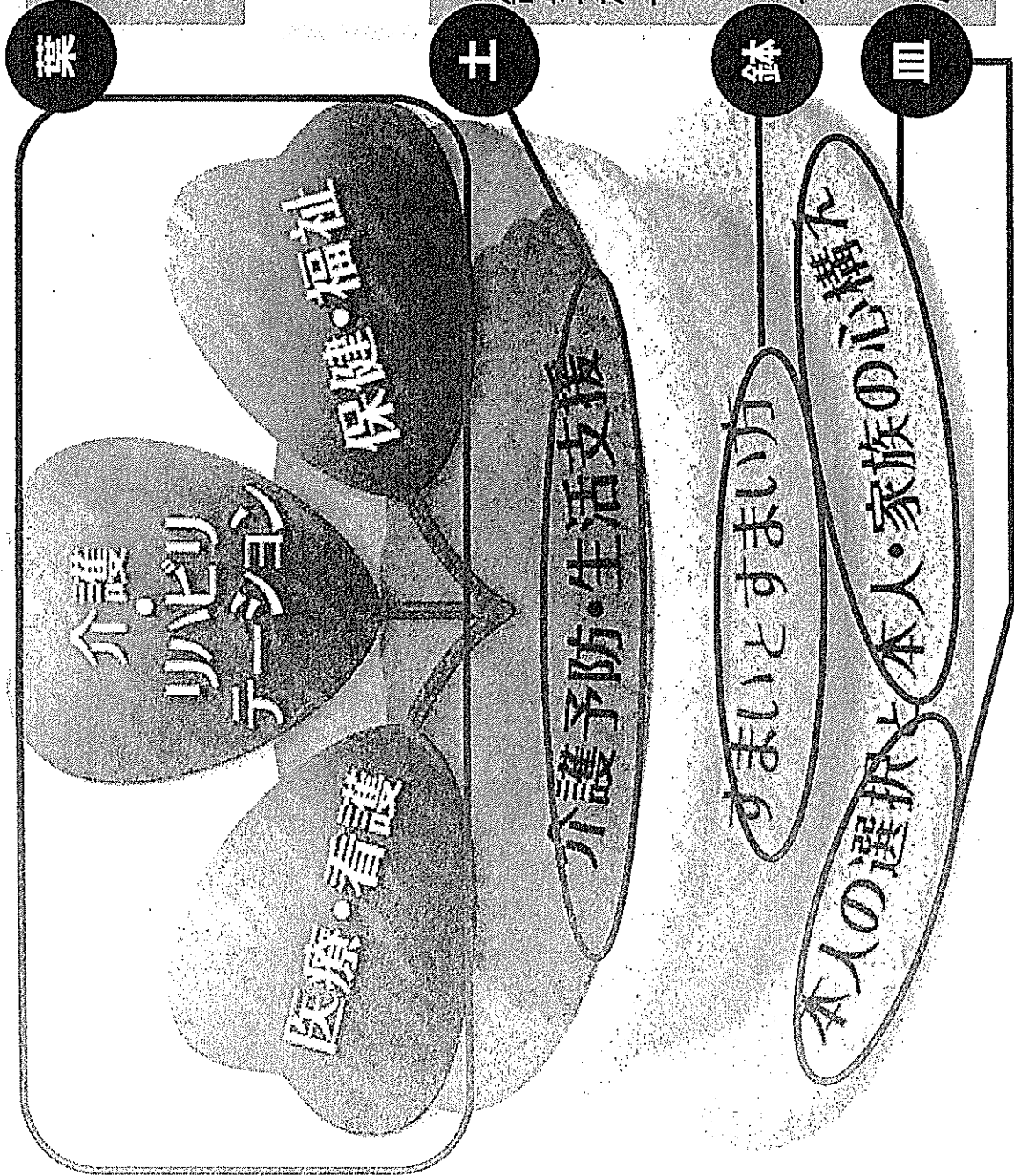
地域住民に対する医療・介護・福祉などのサービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する体制のこと。 ※固定的な制度・仕組みではなく常に改善・改良を加えながら動かし続けていくもの。

構築主体は  
**市町村**



# 地域包括ケアシステム構築の必要性

## 地域包括ケアシステムの構成要素



葉

介護需要の急増に備えるためには、「専門職によるサービス」を育てることが必要！

基盤がしっかりすることで、初めて「葉」が育つ。

土

1人ひとりの「介護予防」や介護保険制度外の市場サービスから近隣住民の支え合いも含む「生活支援」が充実しなければ、専門職は専門性が必要なサービスの提供に集中できない。

鉢

しっかりとした住まいがあるからこそ生活が成り立つ。

皿

地域の実情、状況の変化を知り、自ら選択し、心構えを持つこと。

# 地域包括ケアシステム構築の必要性

## 地域包括ケアシステムの担い手

- 自分自身を自分でする
- 自らの健康管理（セルフケア）
- 市場サービスの購入

自助

- 当事者団体による取組
- 高齢者によるボランティア・生きがい就業

互助

- ボランティア活動
- 住民組織の活動

共助

- ボランティア・住民組織の活動への公的支援

公助

- 介護保険に代表される社会保険制度及びサービス

- 一般財源による高齢者福祉事業等
- 生活保護

